

# 「固定資産税相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書」について

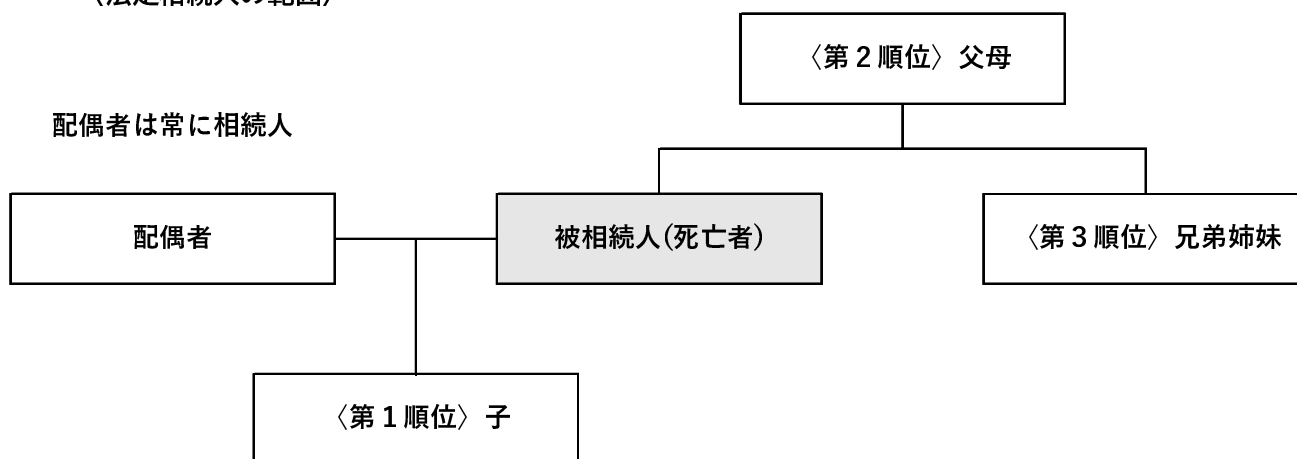
## 1. 相続人（現所有者）について

- (1) 固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」という。)は、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方(以下「所有者」という。)に課税することになります。
- (2) 所有者が死亡している場合には、相続人(現所有者)(以下「相続人」という。)がその土地・家屋の固定資産税等の納税義務者となります。地方税法及び小野市税条例の規定に基づき、相続人は、ご自身が相続人であることを知った日から10か月以内にこの書類の提出が義務づけられています。
- (3) 賦課期日時点で相続登記が完了していない場合、相続人が複数の場合は、相続人全員で協議し、納税通知書を受領する代表者を相続人の中からお一人届出させていただきます。  
相続登記が完了するまでの間は、当該固定資産は**相続人全員の共有となり、その固定資産税等は相続人が連帯して納税義務を負います**が、納税通知書は代表者にのみ送付します。(市では納税通知書を法定相続分に分割して相続人個々に送付することはできません。)
- (4) この申告は納税通知書等の送付先を指定するもので、**相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。**遺産分割協議が終了しましたら、すみやかに法務局で相続登記の手続きをしていただきますようお願いいたします。(令和6年4月1日から、相続登記が義務化されています。)相続登記後は、賦課期日において、新たに登記簿に登記された所有者が、納税義務者となります。なお、未登記家屋がある場合は、税務課資産税係へ「未登記家屋にかかる家屋補充課税台帳の所有者変更届出書」を提出してください。この届出書様式は小野市ホームページからダウンロードしていただくか税務課資産税係へお問い合わせください。
- (5) この申告について紛争等が生じた場合、小野市では一切関与いたしません。

## 2. 固定資産税相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書について

- (1) 申告書の書き方
  - ① 「1. 相続人代表者(現所有者代表者)」欄に必要事項を自署してください。
  - ② 「2. 被相続人(固定資産の所有者)」欄に氏名、死亡したときの住民票上の住所及び死亡年月日をご記入ください。
  - ③ 「3. 相続人代表者以外の相続人(現所有者)」欄は、〈法定相続人の範囲〉を参照して必ず相続人本人(受遺者を含む)が自署してください。やむを得ず代筆される場合は必ず本人の了承を得てください。
  - ④ 被相続人(亡くなられた方)との続柄の欄は、必ずご記入ください。  
例) 妻、長男、養子、母、弟など
  - ⑤ 相続人のうち、相続放棄をされている方がいらっしゃる場合は、「相続放棄申述受理通知書」の写しを添付してください。また、「遺産分割協議書」や「公正証書」がある場合は、全項の写しを添付してください。  
※相続放棄の手続きは、被相続人の最後の住所を管轄する家庭裁判所となります。

〈法定相続人の範囲〉



配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の血族相続人は、第1順位、第2順位、第3順位の順で相続します。一般的な相続人は次の3通りになります。

配偶者 (夫・妻)	+	第1順位 【子】 死亡している場合には、子の直系卑属(孫、ひ孫等)
		第2順位 【父母】 死亡している場合には、直系尊属(祖父母、曾祖父母等)
		第3順位 【兄弟姉妹】 死亡している場合には、兄弟姉妹の子(甥・姪)

- 配偶者(※1)は、常に相続人となる。(民法第890条)
- 第2順位及び第3順位の父母と兄弟姉妹は、前の順位の相続人がいない場合にのみ相続人となる。ただし、第1順位の子が死亡している場合には、子の直系卑属(子や孫など)が、父母が死亡している場合には父母の直系尊属が、兄弟姉妹が死亡している場合には兄弟姉妹の子(被相続人の甥姪まで)が各々の相続権を引き継いで相続人になる。
- 第1順位、第2順位及び第3順位の血族相続人があるときは、それらの者と共同相続する。(民法第900条第1項から第3項)  
(※1)この配偶者は、法律上の配偶者であって、内縁の関係にある者は入らない。

※提出方法などご不明な点がございましたら、資産税係までお問い合わせください。

【申告書提出先及び問合せ先】  
 〒675-1380  
 兵庫県小野市中島町 531 番地  
 小野市役所総務部税務課資産税係  
 TEL:0794-63-1000 内線 581・582